

平成 28 年鳥取県中部を震源とする地震に係る環境省の対応について (災害廃棄物等関係)

1. 環境省の対応状況

- 10 月 21 日 ○各地方環境事務所に対して被害状況の収集を指示
○「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」
について事務連絡を発出
○「災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底」について事務連絡を発出
- 10 月 22 日 ○近畿地方環境事務所職員 2 名及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) の専門家 1 名 (国立環境研究所) を現地 (鳥取県倉吉市等) に派遣し、仮置場の設置・管理など、災害廃棄物処理に関する技術的助言・支援を行う (~23 日まで)
- 10 月 24 日 ○「災害廃棄物等に起因する害虫及び悪臭への対策」について被災自治体に事務連絡を発出。
- 10 月 26 日 ○ 地方環境事務所職員 2 名が琴浦町、倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町を訪問し、災害廃棄物の処理等に係る補助制度の説明、廃棄物処理施設の被害状況の確認、仮置場の設置・管理に関する技術的助言を実施。
- 10 月 29 日 ○ 政府調査団に担当官を派遣し、鳥取県倉吉市等の被害状況を調査

2. 今後の対応

○今般の地震により発生した災害廃棄物について、処理方法等に関する技術的助言を行うとともに、災害等廃棄物処理事業費補助金等により被災市町村への財政支援措置を行い、処理が円滑に進むよう支援を行う。